

南三陸町公告第36号

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成24年9月10日

南三陸町長 佐藤 仁

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 業務名 官民連携による地域生活交通維持改善事業調査業務
- (2) 業務内容 別に定める「官民連携による地域生活交通維持改善事業調査業務特記仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成25年2月28日まで
- (4) 予定額 14,604千円（消費税及び地方消費税額を含む）以内とする。

2 参加を申し込む者の資格要件

〔基本的要件〕

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 法人格を有し、宮城県内に本店又は請負契約締結について本店から受任された支店若しくは営業所を有しており、そこに配置予定技術者を配置することが可能なこと。
- (4) 平成24年・25年南三陸町競争入札参加資格審査申請（測量・建設コンサルタント等）を提出している者であること。また、南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間にある者でないこと。
- (5) 業務について、十分な勘案能力及び業務実績を有する者であること。

〔同種又は類似業務の実績〕

- (1) 同種業務：平成19年以降において、国又は地方自治体が発注した宮城県内における公共交通に係る企画・調査業務の実績。
- (2) 類似業務：平成19年以降において、国又は地方自治体が発注した東北地方における公共交通に係る企画・調査業務の実績。

〔配置予定技術者の資格〕

配置予定技術者は、以下の資格のいずれかを有する者とする。担当技術者は複数名配置可能とするが、評価対象は主担当技術者の1名とする。

(1) 管理技術者

ア 技術士（総合技術管理部門（建設—都市及び地方計画））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

イ 技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(2) 主担当技術者

技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

3 参加申込書の提出期限、場所及び方法

公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次により参加申込書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書

官民連携による地域生活交通維持改善事業調査業務公募型プロポーザル方式実施要領（平成24年南三陸町告示第56号）。以下「要領という。」様式第1号)

イ 企業の同種・類似業務実績（要領様式第2号）

ウ 企業の当該地域における土木関係建設コンサルタント業務実績（様式第3号）

(2) 提出期限

平成24年9月20日（木）17時必着

※ 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。郵送の場合にあっては、平成24年9月20日（木）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出場所

所在地 〒986-0792

宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2

提出先 南三陸町復興企画課企画推進係

連絡先 TEL：0226-46-1371（内線605）

E-mail：oomori-ry279@town.minamisanriku.miyagi.jp

5 その他

(1) 関連資料

ア 官民連携による地域生活交通維持改善事業調査業務実施要領

イ 官民連携による地域生活交通維持改善事業調査業務公募型プロポーザル説明書

ウ 官民連携による地域生活交通維持改善事業調査業務特記仕様書

(2) 契約保証金及び支払いの条件

ア 契約保証金に関しては、別に指示するところに従うこと。

イ 前払金は支払わないものであること。